

長野県屋外広告物安全管理指針

平成 29 年 7 月 31 日制定

第 1 趣旨

本指針は、屋外広告物条例（平成 5 年長野県条例第 23 号。以下「条例」という。）に規定する屋外広告物又はこれを掲出する物件（以下「広告物等」という。）を表示し、設置し、又は管理する者（以下「管理者等」という。）による自主点検（以下「点検」という。）に関し必要な基本的事項を定め、公衆への危害の防止及び良好な景観の育成若しくは風致の維持を図ることを目的とする。

第 2 適用の範囲

本指針は、屋外広告物条例施行規則（以下「規則」という。）第 3 条第 2 項に規定する広告物等を対象とする。

第 3 用語の定義

本指針における用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 「目視点検」とは、目視による点検を行うこと。この場合、通常立入可能な場所からできる限り対象物に近づき、実効性のある点検を行うものとする。
- （2） 「標準点検」とは、概ね 60 センチメートルに近づいての目視、触診、打音その他により点検を行うこと。この場合、外部だけでなく外装材を外しての内部点検も行うものとする。
- （3） 「詳細点検」とは、測定器具を用い広告物等を構成する部材について詳細な計測や検査を行うこと。この場合、広告物等の種類に応じ必要な点検箇所について寸法等の測定及び強度等の試験等を行うものとする。

第 4 点検の実施

1 広告物等の管理者等は、日常の補修その他の管理に加え、広告物等を表示し、設置し、又は改造したとき及びその後 3 年以内ごとに、次に掲げるところにより広告物等の種類、材質、経過年数及び設置状況に応じ必要な点検を行い、当該広告物等の安全性を確認しなければならない。

- （1） 点検時期及び点検方法は、別表のとおりとする。
- （2） 点検は、目視点検及び標準点検を基本とし、広告物等の状態を正確に把握できる方法により行うこと。

- (3) 目視点検又は標準点検を実施しても、なお、安全性の判断ができない場合は、詳細点検により広告物等の状態を確認すること。
- (4) 突風、降雪、台風、地震等の災害が予測され若しくは発生した場合にあって、広告物等の安全性への影響があると認められる時は、直ちに点検を実施すること。
- (5) 点検箇所及び点検項目（以下「点検箇所等」という。）は、次に掲げる事項を基本とし、適切な点検方法により異常の有無を確認すること。なお、点検箇所等は、広告物等の種類又は形状等に応じて適宜増減すること。

ア	基礎部・上部構造	傾斜・ぐらつき・ひび・隙間・さび・老朽化・その他
イ	支持部	接合部材の腐食・変形・隙間・破損、ボルト及びビス等のさび・緩み・欠落、滞水、その他
ウ	取付部	アンカーボルト及びプレートの変色・変形・破損、溶接部・コーキングの劣化・はく離、柱・壁・スラブの取付け箇所及び周辺の異常、その他
エ	表示面	部材の腐食・破損・剥離・汚染・退色・変色等、ビス等の欠落、底部の腐食・水抜き孔の詰まり、滞水、その他
オ	照明部	点灯・発光の不良、部材の破損・変形・さび、滞水、周辺機器（分電盤・配線・変圧器・スイッチ等）の劣化・破損、その他
カ	その他	付属部品（装飾・振れ止め棒・鳥よけ・その他）の腐食・破損、避雷針の腐食・破損、その他

- 2 点検方法の詳細は、「屋外広告物の安全点検に関する指針（案）」（国道交通省都市局公園緑地・景観課）及び「屋外広告物点検基準（案）」（一般社団法人日本屋外広告業団体連合会ほか）を参考とすること。

第5 危害防止等の措置

管理者等は、点検の結果、広告物等が公衆に危害を与え又は良好な景観の育成若しくは風致の維持に害を及ぼすことが認められたときは、次に掲げるところにより危害防止等の措置を講じること。

- (1) 広告物等が、条例第3条第2項及び第3項に規定する基準に適合しないときは、状態に応じ補修、改修及び撤去その他必要な措置を直ちに講じること。特に、倒壊又は落下等により公衆に危害を及ぼすおそれのある場合は、上記の措置とあわせて、必要に応じ市町村、建設事務所、所轄警察等と連携し、周辺への立ち入り制限等、危害防止のため必要な措置を講じること。
- (2) 広告物等の種類、材質等を踏まえた耐用年数を十分考慮し、設置後長期間経過し老朽化が認められるものは、大規模改修又は撤去等の対策を講じること。

第6 点検記録の作成・保管

- 1 第4第5項による点検結果は、広告物等安全点検記録（様式）（以下「点検記録」という。）により記録すること。ただし、広告物の種類又は形状により様式によりがたい場合は、これに準じる書面の作成に替えることができるものとする。
- 2 前項に定める点検記録は、点検の実施状況が分かる書類（作業の写真、点検を委託した場合は契約書その他必要な書類）とあわせて、当該広告物が除却されるまでの間、管理者等関係者が共有し保管しなければならない。
- 3 第2項により保管する点検記録等の書類は、市町村から報告の求めがあった場合は提出しなければならない。

備考

本指針は、平成29年10月1日から運用するものとする。

（別表）（第4関係）

点検時期	表示・ 新設・ 改造時	災害時等 ※	経過年数					
			3年目	6年目	9年目	12年目	15年目	16年目以降、 1年ごと
点検方法	標準点検	目視点検	目視点検	標準点検	標準点検	標準点検	標準点検	標準点検
		上記点検では安全性の判断ができない場合は、標準点検又は詳細点検を実施	上記点検では安全性の判断ができない場合は、詳細点検を実施					

※「災害時等」とは、第4.1(4)に該当する場合のこと。

(様式) (第6関係)

広告物等安全点検記録

住 所

電話番号

氏 名

㊟

法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

該当に○ (表示者 ・ 設置者 ・ 管理者)

1 屋外広告物の安全性 (表示者、設置者又は管理者のいずれかが記入すること。)

屋外広告物の概要	許可を受けている場合の内容	第 号 (有効期限 年 月 日)		
	広告物等の種類及び高さ	屋 上・壁 面・袖看板・地 上・その他 ()	高さ m ※屋上・地上に設置するものは、設置面 (地面等) からの高さ。 袖看板等の壁面に設置するものは、支持部を含めた本体の高さ。	
	設置場所			
	設置年月日	年 月 日 (年経過)		
点検結果への対応及び安全性の判断	<input type="checkbox"/> 異常のあった箇所は改善を完了し、安全上の問題はない。 <input type="checkbox"/> 現時点で安全上の問題はないが、次回点検までの間、補修その他の日常管理を行い、広告物等を良好な状態に保持する。 <input type="checkbox"/> その他 ()			

※必要に応じ裏面に、点検の結果又はそれに基づく補修等の措置による改善状況の写真を添付すること。

2 点検の実施及び改善状況 (以下は、点検・改善を行った者が記入すること。)

点 検 者 <small>点検に資格を要する規模 (高さ4m超) の場合は点検者の資格名称</small>	氏 名	㊟		
	住 所	Tel		
	資格名称	<input type="checkbox"/> 屋外広告士 <input type="checkbox"/> 建築士 <input type="checkbox"/> 電気工事士 <input type="checkbox"/> 電気主任技術者 <input type="checkbox"/> 職業訓練修了者等 (帆布製造、広告美術) <input type="checkbox"/> その他 ()		
点 検 実 施 日	年 月 日	※許可の更新に必要な点検は、許可満了日の 60 日前から申請日までの間に行われたものでなければなりません。		
点 検 方 法	<input type="checkbox"/> 目視点検 <input type="checkbox"/> 標準点検 (近接目視、触診、打音その他必要な検査) <input type="checkbox"/> 詳細点検 (測定器具による構成部材の詳細な計測、検査)			
点 検 個 所 (該当項目に○)	点 検 項 目 (該当項目に○)	異常の有無		所 見 (異常の内容・改善措置の実施状況・管理上の課題等)
(1) 基礎部 ・ 上部構造	傾斜・ぐらつき・ひび・隙間・さび・老朽化・その他	有	無	
(2) 支持部	接合部材の腐食・変形・隙間・破損、ボルト及びビス等のさび・緩み・欠落、滞水、その他	有	無	

(裏面)

(3) 取付部	アンカーボルト及びプレートの変色・変形・破損、溶接部・コーキングの劣化・はく離、柱・壁・スラブの取付け箇所及び周辺の異常、その他	有	無	
(4) 表示面	部材の腐食・破損・剥離・汚染・退色・変色等、ビス等の欠落、底部の腐食・水抜き孔の詰まり、滞水、その他	有	無	
(5) 照明部	点灯・発光の不良、部材の破損・変形・さび・滞水、周辺機器（分電盤・配線・変圧器・スイッチ等）の劣化・破損、その他	有	無	
(6) その他	付属部品（装飾・振れ止め棒・鳥よけ・その他）の腐食・破損、避雷針の腐食・破損、その他	有	無	

3 写真（点検結果、改善状況）、所見

写真添付欄（点検結果、改善状況）	所見等記載欄
	◇箇所 ◇点検方法 ◇補修等の状況、安全上の所見
	◇箇所 ◇点検方法 ◇補修等の状況、安全上の所見

※写真の枚数により、適宜、欄を追加すること。